

＜ 養育医療 ＞ 申請手続きのご案内



からだの発育が未熟な状態で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた乳児を対象に、その治療に必要な医療費の一部を公費で助成いたします。扶養義務者の所得状況によっては自己負担金が生じます。

この制度をご利用される方は、お子さんが入院中に申請手続きを行ってください。

❖ 対象となる方 ❖

守谷市に居住し、出生直後に次のいずれかの状態にあり、医師が入院治療を必要と認めた乳児(満1歳の誕生日の前々日まで)

- (1) 出生時の体重が2,000g以下
- (2) 生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温34度以下、チアノーゼ、生後24時間以上排便なし、黄疸等の症状がある場合

❖ 給付の内容 ❖

- ・診察 ・薬または治療材料 ・医学的処置、手術及びその治療
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・移送(特定の場合に限る))

❖ 医療費の支払いについて ❖

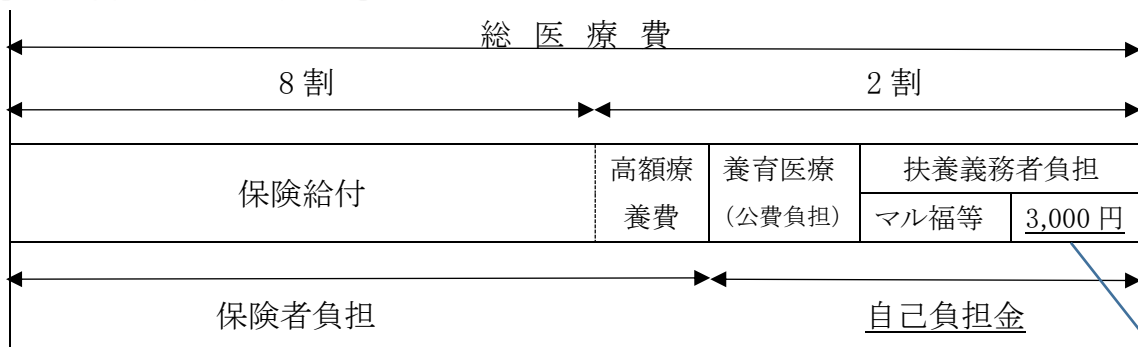
養育医療に係る医療費・食事費については、医療機関での支払いはありません。ただし、養育医療給付対象外となるもの(おむつ代、リネン代、差額ベッド代等)については直接医療機関にお支払いください。

❖ 養育医療の自己負担金の納付について ❖

世帯の所得状況により、月額が決定されます。申請から3～4か月後に、おやこ保健課から「納入通知書」を送付しますので、指定の金融機関でお支払いください。

ただし、医療福祉費(マル福等)を受給している方は、所定の書類の提出により医療福祉費をお支払いに充てることができます。(申請時に窓口にて記入していただきます。)

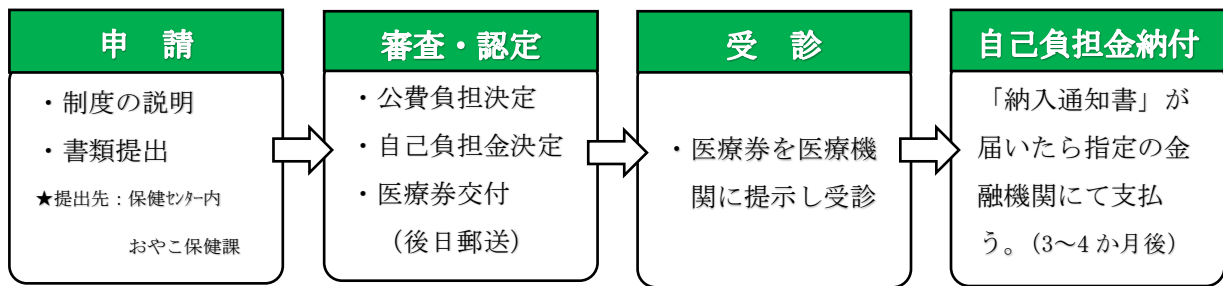
【 医療費と各制度との関係 】



実際に支払う部分

(1日300円/1か月上限3,000円)

❖ 申請の流れ ❖



申請には、お子さんの医療福祉費受給者証が必要となります。お子さまの医療保険の資格情報が確認できましたら、速やかに市役所国保年金課にて手続きしてください。

❖ 提出に必要な書類 ❖

チェック	必要書類	お気を付けいただきたいこと
	養育医療給付申請書	申請者が記入します。申請者と扶養義務者は同じとし、健康保険等で乳児を扶養する方となります。
	養育医療意見書	指定養育医療機関の医師が記入し発行したものです。
	世帯調書	生計を共にする家族全員について、お子さんも含めて記入します。
	市町村民税課税証明書	申請日時時点で証明可能な最新のものです。守谷市で課税情報の確認ができる方は省略できます。
	個人番号による地方税関係情報の取得に係る同意書	※守谷市で課税状況が確認できない方 当年1月1日時点で守谷市に住民登録のない方は、前住所地の課税証明書が必要ですが、同意書の提出により省略できます。
	お子さんの健康保険の内容が確認できるもの	＜資格情報のお知らせ＞＜資格確認書＞＜マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの＞等で保険者名称、保険者番号、被保険者の記号・番号の確認ができるもの
	印 鑑	
	「マル福医療福祉受給者証」または「すこやか医療費受給者証」	お子さんの資格情報が確認できましたら、速やかに市役所国保年金課に申請してください。
	申請者の本人確認書類 (本人の正確な番号であることを確認させていただきます)	マイナンバーカードまたは特定在留カード、特定特別永住者証明書 上記がない場合は、 <u>個人番号が確認できるもの</u> と <u>下記1または2</u> で確認させていただきます。 1.顔写真付きの証明書 1点:運転免許証、パスポートなど 2.顔写真なしの場合 2点:住民票、年金手帳など

※養育医療券交付後に医療機関や医療保険、医療福祉費受給者証の変更や転居等がある場合には、下記までご連絡ください。

【問合せ先】

守谷市本町 631-1 保健センター内
 守谷市役所こども未来部おやこ保健課
 電話：0297-48-6000（音声案内「3」）